

加監公表第11号

令和3年5月27日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 織田 正樹

加古川市監査委員 山本 一郎

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和3年3月31日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年3月31日付けで受理した。

なお、令和3年4月16日に請求人から補正書及び証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

また、令和3年4月21日に証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) 加古川市町内会連合会（以下「連合会」という。）との令和2年度行政事務委託契約（以下「本件委託契約」という。）について

ア 本件委託契約に係る契約金（以下「本件委託料」という。）の積算の基礎となる町内会・自治会（以下「町内会等」という。）の世帯数について、A町内会では、会計報告等に記載された世帯数より、加古川市（以下「市」という。）に申告している世帯数が4世帯多いことから、水増しされている。さらに、A町内会では、広報紙等の部数を35～40部多く申請し、アパートの住民から別途お金をもらい広報紙等を配付している。また、B町内会では、町内会等を構成するには約50世帯が必要であるにもかかわらず、それより少ない世帯数で町内会等と認められ、本件委託料のうち1町内会等あたりに支給される37,500円が積算されている。

イ 市以外の外部団体（以下「他団体」という。）から依頼され、他団体の収益につながる配付物を、町内会員・自治会員（以下「町内会等の会員」という。）のみへ、税金で本件委託契約に基づき配付していることに疑問がある。

ウ 本件委託料に加え、印刷及び仕分け、各市民センターから各町内会等への配送業務費などを含め、広報紙等の配付に年間1億5千万円近くの費用をかけ町内会

等の会員のみへ情報提供をしている。一方、市においては、町内会等加入世帯・非加入世帯の把握がされていない中、町内会等非加入世帯に対する情報提供の制度がない。市民には平等に情報提供をすべきである。

エ 本件委託契約では、約10万世帯への配付に1回約800万円をかけているが、広報かこがわ別冊を6紙の新聞折込広告として約9万世帯へ配付する金額は、多くても1回40万円くらいであることから、配付金額に20倍程の差がある。

オ A町内会では、令和2年10月に回覧されていない文書があった。また、B町内会にポスターが配付されているが、B町内会の区域内に掲示板を見つけることができなかった。さらに、人権啓発推進員、社会教育推進員、選挙啓発推進員等の各種委員の推薦をB町内会が長期間行っていないことは、契約違反行為である。

(2) B町内会の人権啓発推進員に対する令和元年度人権啓発推進員報酬（以下「本件報酬」という。）について

B町内会の人権啓発推進員は、その仕事内容を聞き、ハンドブックをもらっただけで、研修会に一度も参加せず、また、地区別懇談会も開催していないにもかかわらず、本件報酬（17,500円）を受け取っている。

(3) 加古川市人権・同和教育協議会（以下「協議会」という。）との令和元年度教育活動委託契約（以下「甲委託契約」という。）について

甲委託契約に係る契約金のうち、協議会から校区人権・同和教育協議会を通じ、B町内会に地区研修会費として地区別懇談会の補助金を支出しているが、B町内会では、場所がないとの理由で地区別懇談会を開催していないことから、開催しないことを前提で補助金を受け取ったことになり、補助金の詐取と思われる。

(4) 協議会との平成29年度教育活動委託契約（以下「乙委託契約」という。）について

乙委託契約に係る契約金のうち、協議会から校区人権・同和教育協議会を通じ、A町内会に地区研修会費として地区別懇談会の補助金（12,000円）を支出し

ているが、A町内会で使用した金額は、その補助金額の半分以下（5,484円）であり、協議会は補助金名目で不要な支出をしている。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件委託契約の解除
- ・ 本件委託料のうち、A町内会及びB町内会に係る金額の返還
- ・ 本件委託契約に係る違約金及び損害賠償金の請求
- ・ 本件報酬の返還
- ・ 甲委託契約に係る契約金のうち、B町内会に支出した地区別懇談会の補助金の返還
- ・ 乙委託契約に係る契約金のうち、A町内会に支出した地区別懇談会の補助金の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件委託契約の締結について

市が連合会と本件委託契約を締結したことは違法又は不当であるか。

イ 本件委託料の支出について

市が連合会へ本件委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

ウ 本件委託契約に係る違約金及び損害賠償金について

本件委託料の支出が違法又は不当であるとして、市が連合会に対し損害賠償を求めることは妥当であるか。

なお、法第242条第2項において、住民監査請求は、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。請求人が求める措置のうち、「本件報酬の返還」、「甲委託契約に係る契約金のうち、B町内会に支

出した地区別懇談会の補助金の返還」及び「乙委託契約に係る契約金のうち、A町内会に支出した地区別懇談会の補助金の返還」については、本請求書が提出された令和3年3月31日において、「当該行為のあつた日」、すなわち、本件報酬の支出日（令和2年3月19日）、甲委託契約に係る契約金の支出日（令和元年6月11日）及び乙委託契約に係る契約金の支出日（平成29年5月12日）から1年を経過している。また、本請求書及び陳述内容から同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠はないと解せられることから、監査の対象としない。

(2) 監査の対象部

市民協働部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年4月26日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

市民協働部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和3年4月26日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等はおおむね次のとおりである。

ア 町内会等は、よりよい地域づくりをめざして、会員相互の連帯を図りながら、地域住民の自主性をもとに、その地域内で継続して公共的、公益的な活動を行う地縁によって組織された地域コミュニティの核となる任意団体である。令和2年10月1日現在で、市内には319町内会等があり、全世帯のうち89.1パーセントとおおむね9割の世帯が加入している。連合会は、町内会等の代表者である会長で組織し、町内会等相互の連携を図ることで町内会等活動の円満な運営と、行政との相互協力による住みよいまちづくりに寄与する任意団体であり、市と連絡協調を図りながら、ともにまちづくりを進めていく重要なパートナーとして市政の推進に重要な役割を果たしてきている。

イ 本件委託契約は、町内会等の会員に対して行政情報を周知する文書を配付・回覧するだけでなく、地域における各種調査協力、各種委員の推薦事務を含めた業務を委託するにあたり、各町内会等との個別契約でなく、連合会との間で契約を締結しているところである。本件委託契約は町内会等の協力のもとに履行されることを前提としており、市内全域での実施を可能にするため、連合会が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号に該当する場合として随意契約している。

ウ 本件委託料は、本件委託契約書第3条により、行政情報を周知する文書を配付・回覧する業務及び地域における各種調査協力、各種委員の推薦事務を含めた業務については、10月1日時点の町内会等数に37,500円を乗じた金額と町内会等に加入する世帯数に860円を乗じた金額との合計額とし、また、地域の絆づくりの核となる町内会等の代表者である会長の人材育成を目的とした研修業務については、同じく10月1日時点の町内会等数に3,100円を乗じた金額としており、これらの合計額となっている。本件委託契約は、以上のとおり行政情報を周知する文書を配付・回覧する業務及び各種委員の推薦事務を含めた業務並びに人材育成を目的とした研修業務等を連合会に対して包括的に委託しており、広報紙の配付・回覧に係る経費のみをもって委託料の高低を比較できるものではない。

なお、町内会等に加入する世帯数については、市が独自で把握できるものではなく、委託料算出のため、連合会に10月1日時点の世帯数の届出を求めており、その世帯数を基に本件委託料を算出している。

また、町内会等が連合会に加入する場合の認否については、連合会が判断しているものであり、市が判断できるものではない。

エ 行政情報に関する文書については、迅速に広く市民に周知する必要があり、そのため、全世帯のうち89.1パーセント（令和2年10月1日現在）とおおむね9割の世帯が加入している町内会等の代表者である会長で組織されている連合会との委託契約を通じて配付・回覧しているところである。また、そのほかにも、本庁や市民センターなどの行政機関での配付やホームページ、SNS等による広報を通じて、町内会等に加入していない世帯に対しても周知するよう取り組

んでいる。

なお、市と他団体が協働により事業に取り組んでいる場合には、他団体が発行した文書等であっても、協働の取組や役割を整理した文書の添付をもって市が必要と認める文書として配付・回覧している。

オ 契約の履行については、本件委託契約書第7条の規定に基づき提出される行政事務委託契約実績報告書により、本件委託契約に基づく行政事務、研修講演会その他の委託業務の履行を確認している。仮に、町内会等の会員から行政情報に関する文書の不配等の連絡があった場合には、連合会事務局を通じて町内会等の代表者である会長にその旨を連絡し、契約の履行を求めることとしている。なお、令和2年度より、町内会等の会員に配付・回覧した文書については、ホームページにも掲載するよう改善したところである。また、各課において必要としている各種委員の推薦についても、各課より推薦がない旨の連絡があった場合には、連合会事務局を通じて町内会等の代表者である会長にその旨を連絡し、契約の履行を求めることとしている。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員	藤 田 隆 司
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	織 田 正 樹
加古川市監査委員	山 本 一 郎

6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) 本件委託契約の締結について

請求人は、本件委託契約の解除を求めている。これについては、本件委託契約の

相手方及び本件委託料の金額が、違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 本件委託契約の相手方について

市は、本件委託契約が令第167条の2第1項第2号に規定する「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当するとして、随意契約の方法により本件委託契約を締結している。

最高裁昭和62年3月20日判決によれば、令第167条の2第1項第2号に規定されている「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の解釈については、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号（（注）令改正前であり、現2号に該当）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」とされており、さらに、その適用についても、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」とされている。

これを、本件委託契約の締結に当てはめてみると、契約の相手方である連合会は、市内全世帯の9割近くが加入している町内会等の代表者である会長で組織し、町内会等相互の連携を図ることで町内会等活動の円満な運営と行政との相互協力による住みよいまちづくりに寄与する任意団体である。そして、市と連絡協調を図りながら、ともにまちづくりを進めていく重要なパートナーとして市政の

推進に重要な役割を果たしてきている団体と考えられる。

従って、本件委託契約書第1条に規定する業務内容である「町内会等の会員に対する行政情報の配付・回覧」や「地域における各種調査協力」等の目的、性質等を勘案すると、市内全域にわたり唯一の回覧の仕組みを有する連合会を相手方として随意契約を結ぶことは合理的かつ効果的であると判断され、違法又は不当とはいえない。

イ 本件委託料の金額について

本件委託料の金額は、本件委託契約書第3条に規定されている金額の合計額であり、令和2年5月29日支出の12,000,000円、令和2年10月23日支出の83,409,920円の合計95,409,920円であった。

請求人は、市においては、町内会等非加入世帯に対する情報提供の制度がない中で、町内会等の会員のみへの情報提供を行っている、また、本件委託契約により支出している金額が、6紙の新聞折込広告により約9万世帯へ配付した広報かがわ別冊の配付金額と比較すると、1回の配付につき20倍程の高値となっていると主張している。

関係職員への調査の結果、本件委託契約に基づく業務には、広報紙の配付業務のみならず、行政情報を周知する文書を配付及び回覧する業務、地域における各種調査協力、各種委員の推薦事務などが含まれている。そのため、一概に請求人が主張する広報紙の配付・回覧に係る経費（単価）のみをもって単純に本件委託料と比較することはできないことから、高値で本件委託契約が締結されているとまではいえない。

以上のことから、本件委託契約の締結は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 本件委託料の支出について

請求人は、本件委託料のうち、A町内会及びB町内会に係る金額の返還を求めている。これについては、本件委託料の積算根拠及び本件委託契約の履行が違法又は

不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 本件委託料の積算根拠について

本件委託料については、本件委託契約書第3条に規定されているとおり、連合会を構成する町内会等数（令和2年10月1日現在）に37,500円を乗じた金額と、世帯数（令和2年10月1日現在）に860円を乗じた金額、さらに町内会等数（令和2年10月1日現在）に3,100円を乗じた金額の合計額となっている。

請求人は、本件委託料の積算の基礎となる町内会等の世帯数について、水増しされている町内会等があること、町内会等を構成するには約50世帯が必要であるにもかかわらず、それより少ない世帯数で町内会等と認められている町内会等があることから、積算が適切でないと主張している。

関係職員への調査により、町内会等に加入する世帯数については、市が独自で把握できるものではないため、連合会に10月1日時点の世帯数の届出を求め、その数を基に本件委託料が算出されていること、また、連合会において各町内会等に10月1日時点の世帯数の届出を求め、積み上げられた世帯数が市へ報告されていることを確認した。また、町内会等の連合会への加入の認否については、連合会が判断しているものであり、市が判断するものではないことを確認した。

イ 本件委託契約の履行について

本件委託契約の業務内容は、本件委託契約書第1条において、「広報紙等発注者が必要と認める広報文書の町内会員・自治会員への配付・回覧に関すること。」「各種委員の推薦や、地域の福祉増進をはかるための調査等に関すること。」「地域の絆づくりの核となる人材育成を目的とした、単位町内会長研修会に関すること。」「その他、発注者と受注者とが協議して必要と認めたこと。」と定められている。

請求人は、これら業務のうち「広報紙等発注者が必要と認める広報文書の町内会員・自治会員への配付・回覧に関すること。」について、一部の町内会等において回覧されていない文書があったこと、また、「各種委員の推薦や、地域の福祉増進をはかるための調査等に関すること。」について、一部の町内会等におい

て各種委員の推薦を行っていなかったため、業務の履行がされていないと主張している。

関係職員への調査により、本件委託契約の業務の履行確認については、本件委託契約書第7条の規定に基づき提出される実績報告により行っており、当該実績報告は令和3年3月31日付けで「令和2年度行政事務委託契約実績報告書」として連合会会長から市長宛てに提出されていることを確認した。同報告書には、月々の広報文書の種類及び配付数、各種委員の推薦実績、地区別行政懇談会及び町内会長研修の実施状況等が記載されていた。なお、町内会等の会員から広報文書の不配等の連絡があった場合や、各種委員の推薦について各課から推薦がない旨の連絡があった場合には、連合会事務局を通じて町内会等の代表者である会長にその旨を連絡し、契約の履行を求めており、令和2年度においては履行されていることを確認した。

よって、本件委託契約における業務は履行されていると判断する。

また、請求人は、他団体の収益につながる配付物を本件委託契約に基づき配付していることが疑問であると主張している。

関係職員への調査により、他団体が発行した文書等であっても、市と他団体が協働により事業に取り組んでいる場合や、文書等の趣旨が市の施策及び方向性に合致している場合には、市が必要と認める文書として配付・回覧しており、令和2年度も同様の取扱いをしていることを確認した。

以上のことから、本件委託料の支出は違法又は不当とはいえ、請求人の主張には理由がないと判断する。

(3) 本件委託契約に係る違約金及び損害賠償金について

請求人が主張する違約金とは、契約不履行を原因とする契約解除に係る損害賠償金と同一のものを意味すると解し、以下のとおり検討する。

請求人は、本件委託契約が契約どおりに履行されていないにもかかわらず、本件委託料を支出したとして、損害賠償金を請求すべきと主張しているが、(2)の事

実確認及び判断のとおり、本件委託料の支出については、違法又は不当とはいえない。

従って、本件委託契約に係る違約金及び損害賠償金の請求権は発生せず、請求人の主張には理由がないと判断する。